

## **(6) 保育指針に基づく指導監査について**

保育指針が児童福祉施設最低基準第35条に基づく告示となることに伴い、保育指針の遵守状態に関する指導監査を行うこととなる。

その際、他の事項に関する指導監査とは異なり、保育内容等の監査については、取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程についても尊重する必要がある。保育の内容や保育の質については、保育所の説明責任とともに、行政側からの保育内容へのアプローチや現場との対話・協議が欠かせないことに留意されたい。

## **(7) 保育所への周知と資料などの活用について**

今後、アクションプログラムに基づく国の取組とその成果物(保育所の自己評価ガイドライン等)を順次、各自治体に送付する予定である。また、先に実施された保育指針全国研修会の3日間の講義を収録したDVDを各市町村宛てに近く送付する。さらに、保育指針に基づく保育実践の様子を収録したDVDも作成しているところである。

この他にも、実践事例集や資料などを各自治体宛てに送付する予定となっているので、各保育所に周知するとともに、その理解・活用を推進していただくようお願いする。